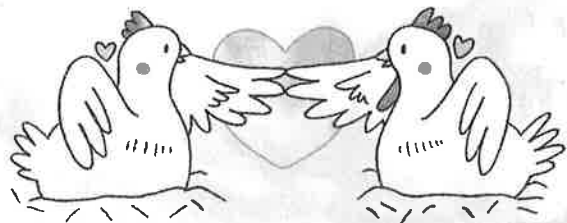


めだか通信

2月号

相田支部発行



ペアー職場通信

健康づくり学会に参加しましょう

日時 平成29年3月16日(木)

13:30~16時頃まで

場所 虹の会館1階 ほっこり

(ドレミ薬局の前の建物です)

元 メディカルフィットネスの跡)

内容 1. 地域からの発表

2. 全体講演「減塩の学習」

講師 日下医院 院長 日下美徳先生



☆ 組合員の皆様 機関誌「からだくら」を毎月見て

頂いてますか(._.) この機関誌は、手配りさんによって皆

さんのポストに届けていたのですが、めだか通信のページは私たちが相田支部の行事・活動・募集など身近な情報のお知らせを掲載しています。

苦情、希望、ご意見、行事に参加して、、、等どんなことでもご意見をお寄せ下さい(._)/

☎ 組織部担当 山本 879-8124 まで

こんにちは地域介護相談所です。
寒い日が続いておりますが、体調崩さずお過ごしでしょうか。

今回は「住宅用火災警報器について」お伝えします。

年末に富山県糸魚川市で起きた大規模火災のニュースまだ記憶に新しいところですが、H17年に消防法の改正で全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられたことを覚えておられますか？



【なぜ必要?】~大切な命を守るため~

- ① 広島市の火災による死者の8割が住宅火災
- ② 死者の半数以上が65歳以上の高齢者
- ③ 原因の7割が逃げ遅れ。特に就寝中が多い

【住宅用火災警報器とは】

煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」があり、火災を感知すると警報音(又は音声)で知らせる。警報音と共に光や振動で知らせる物もある。

寝室には「煙式」を設置する。

※国基準に適合した「NS」マークがある物が良い

【いつまでに設置すればいいの?】

- ① 新築住宅はH18年6月1日から義務化
 - ② 既存住宅はH23年6月1日から義務化
- 条例による罰則や点検義務・届け出義務はない

【設置する場所は?】

すべての寝室。2階に寝室がある場合は2階の階段にも設置
取り付ける位置も天井・壁それぞれ決まっているので説明書を確認のこと

この頃は台所や居室からの出火も多く、広島市消防局では台所や居室にも警報器の設置が薦められています。また警報機は10年を目安に交換するよう言われています。そろそろ点検・交換の時期が来ている物もあるかと思えます。ぜひご自宅の警報機を点検してみてください。

何かご相談したいことがあれば、地域介護相談所(TEL:879-1870)
又はお近くの地域包括支援センターへご連絡下さい。